



# 個人番号カード ご利用のご案内



個人番号カードのご利用に関するご案内資料を豊島区ホームページに掲載しています。  
随時最新の情報に更新いたしますので、ご確認ください。



作成者	豊島区役所総合窓口課住民記録グループ
最終更新日	令和8年3月2日

# 1. マイナンバーカード関連業務受付時間

	業務内容	時間	場所
平日	マイナンバーカード <b>予約あり・なし</b> 交付(本庁舎2階)※2階対応は平日のみ 在外邦人向けマイナンバーカード交付(本庁舎3階)	9時～16時	本庁舎 東部区民事務所 西部区民事務所
	電子証明書の発行・更新・暗証番号再設定(本庁舎3階) 電子証明書の発行・更新の <b>予約あり</b> (本庁舎2階) ※2階対応は平日のみ		
	顔認証マイナンバーカード設定切替申請		
	マイナンバーカード特急発行申請(本庁舎2階) ※混雑時は早めに受付を終了する場合があります。 ※転入等の事前手続きがある場合には、手続き終了後、別途時間内に申請受付をしてください。		
	その他のマイナンバーカードに関する手続き 【継続利用・紛失(一時停止)・マイナンバー変更・返納・ 券面事項変更(住所・氏名)・個人番号カード交付申請書 請求届など】 ※マイナンバー変更は平日のみ		
土	マイナンバーカード <b>予約あり・なし</b> 交付(3階) ※発券は9時から 在外邦人向けマイナンバーカード交付(3階)	9時～15時 (第3土曜日はお休み)	本庁舎のみ
	その他のマイナンバーカードに関する手続き 【継続利用・紛失(一時停止)・返納・券面事項変更(住所・氏名)・個人番号カード交付申請書 請求届など】 ※国外継続は豊島区が本籍地の方のみ		
	電子証明書の発行・更新・暗証番号再設定(本庁舎3階)		
	顔認証マイナンバーカード設定切替申請		

※受付時間は変更される場合があります。  
最新の情報は、ホームページでご確認ください。



# 2. マイナンバー制度に関するお問合せ先

## (1) マイナンバー総合ダイヤル

**0120-95-0178 (フリーダイヤル)**

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたいメニューの番号を選択してください。



番号	メニュー
1番	マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード・コンビニ等での 証明書交付サービス
2番	マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難 ※ マイナンバーカードの紛失・盗難による一時利用停止については、24時間365日対応です。
3番	マイナンバー制度・法人番号
4番	マイナポータル及びスマートフォンのマイナンバーカード
5番	マイナンバーカードの健康保険証利用
6番	公金受取口座登録制度・預貯金口座付番制度
7番	マイナ免許証
8番	戸籍フリガナ

### 【受付時間】

平日 9時30分から20時00分まで  
土日祝 9時30分から17時30分まで(12月29日から1月3日を除く)  
※ 1番は年末年始を含む平日、土日祝ともに9時30分から20時00分まで



## (2) 豊島区マイナンバーコールセンター

**03-3981-1122 (通話料がかかります。)**

### 【対応内容】

マイナンバー制度やマイナンバー通知カード、マイナンバーカードについて  
マイナンバーカード申請者の交付予約受付など

### 【受付時間】

9時00分から17時00分まで(日曜日、祝日、年末年始を除く)  
※土曜日でも受付しています。

# 個人番号カード 利用のご案内



## 1 利用と取り扱い

- 個人番号カードは、**社会保障分野**や**税分野等**におけるマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で、国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーと身元を証明する書類としてご利用できます（※1）。また、**顔写真付きの身分証明書**としても広くご活用できます。
- 個人番号カードのおもて面は、個人番号カードの所有者が同意する場合には誰でもコピーすることが可能です。裏面に記載されている個人番号については、（※1）の場合に限りコピーが許されていることに留意してください。



## 2 管理方法とパスワードの扱い

- 個人番号カードは**紛失・盗難等のないよう大切に取り扱いってください**。
- 個人番号カードに**設定したパスワードは他人に知られないよう十分注意してください**。区窓口で配布された用紙等に記録し、大切に保管してください。なお、パスワードを忘れた場合、住民票のある市区町村の窓口で本人確認を行ったうえ、再設定していただく必要があります。
- 暗証番号の設定や管理に不安がある方は顔認証マイナンバーカードに切替えることができます。顔認証マイナンバーカードは暗証番号の設定は不要ですが、健康保険証としての利用以外のサービスは利用できません。手続きは住民票のある市区町村の窓口で行うことができます。



## 3 引越し等に伴う券面情報の変更

- 引越や婚姻等で個人番号カードの券面記載事項が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出に併せ、個人番号カードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。



## 4 個人番号カードの有効期限

▶18歳未満の方 発行後 **5回目** の誕生日まで  
▶18歳以上の方 発行後 **10回目** の誕生日まで

▶20歳未満の方 発行後 **5回目** の誕生日まで  
▶20歳以上の方 発行後 **10回目** の誕生日まで

<外国人の方>

中長期在留者（永住者・高度専門職第2号以外）  
有効期限＝在留期間満了日

特別永住者・中長期在留者（永住者・高度専門職第2号）

▶18歳未満の方 発行後 **5回目** の誕生日まで  
▶18歳以上の方 発行後 **10回目** の誕生日まで

※ 更新は、**有効期間内に申請が必要**です。有効期間の満了の3ヶ月前より、住民票のある市区町村の窓口で申請できます。

※ **令和4年4月1日以前に個人番号カードを申請された場合は、左記の有効期限となります。**

※ 在留期間の更新または特例延長の手続きを行った方は、**個人番号カードに記載されている有効期限までに窓口で手続きが必要です。**個人番号カードと在留カードをお持ちの上、窓口へご来庁ください。



## 5 紛失等のトラブルの際

- 個人番号カードを無くした場合には、直ちに以下の電話番号（**紛失等の場合には365日24時間対応**）に連絡し、**個人番号カードの電子証明書等の機能の一時停止を行ってください**。

▶マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ **0120-95-0178**（無料）

▶個人番号カードコールセンター ☎ **0570-783-578**（有料）

※繋がらない場合：☎ **050-3818-1250**

- 個人番号カード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行えます。
- 個人番号カードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察署等から出される遺失届を、焼失の場合は消防署等から出される罹災届をお持ちください。また、著しく損傷した個人番号カードについては、窓口までお持ちください。なお、紛失等に伴う再交付の際には住民票のある市区町村が定める手数料がかかります。



## 6 その他・お問い合わせ

- 個人番号カードの利用に関する情報については、以下のサイトをご参照ください。

総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード

[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)

地方公共団体情報システム機構マイナンバーカード総合サイト

<http://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

▶お電話でのお問い合わせは・・・

豊島区マイナンバーコールセンター

☎ **03-3981-1122**

※受付時間 午前9時～午後5時（日曜日・祝日・年末年始除く）



# 電子証明書 利用のご案内



個人番号カードのICチップの中に電子証明書（「署名用電子証明書」及び「利用者証明用電子証明書」）を入れている場合には以下をご参照ください。



## 1 電子証明書の種類と利用方法

種類	できること	文字種	桁数
① 署名用電子証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>インターネットで電子文書を送信する際に、利用者本人であることを証明するものです。</li><li>転出届、e-Tax等で利用します。</li><li>原則、15歳未満の方や成年被後見人の方には発行されません。</li></ul>	英字（大文字）と数字を含む	6～16桁
		5回連続して誤ると利用できなくなります。	
② 利用者証明用電子証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>ログインした人が利用者本人であることを証明するものです。</li><li>マイナポータルやコンビニ交付サービスなどのログインで利用します。</li></ul>	数字	4桁
		3回連続して誤ると利用できなくなります。	



## 2 電子証明書の有効期限と更新

		電子証明書の有効期限
日本人の方	18歳以上の方	発行日から <b>5回目の誕生日</b> (カードの有効期限から <b>5年</b> 引いた日)
	18歳未満の方	発行日から <b>5回目の誕生日</b> (カードの有効期限と同)
外国人の方	永住者、特別永住者 在留資格が高度専門職第2号	発行日から <b>5回目の誕生日</b> (日本人と同)
	上記以外の在留資格	カードの有効期限または発行日から5回目の誕生日 (在留期間の更新または特例延長の手続きを行った方はカードの有効期限まで(※1))

- 電子証明書は、**有効期限の満了の3ヶ月前より更新を行うことができます**。住民票のある市区町村の窓口で申請して下さい。
- 外国人の方で在留期間の更新または特例期間延長の手続きを行った方は、**マイナンバーカードに記載されている有効期限までに延長の手続きを行わないとマイナンバーカードが失効します**。失効した場合、再申請には手数料1,000円（電子証明書不要な場合は800円）がかかりますのでご注意ください。（※1）



## 3 署名用電子証明書の引越し等に伴う失効

- 引越や婚姻等により**氏名・住所等に変更が生じた場合**、署名用電子証明書は**失効します**。**転入届や婚姻届等の提出の際に、新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください**。なお、利用者証明用電子証明書は、引越や婚姻等によっても失効しません。



## 4 電子証明書の自発的な利用取り止め

- 電子証明書の利用取りやめをご希望される場合には、電子証明書の失効を当該市区町村の窓口等で申請して下さい。



## 5 その他

- 電子証明書の利用に関する情報は、右サイトをご参照ください。

公的個人認証サービスポータルサイト



<http://www.jpki.go.jp/>

## マイナンバーカードの取扱い注意事項

マイナンバーカードは、ICチップとアンテナなどの電子部品を内蔵した精密機器ですので、カードの取扱い方法によっては故障する可能性があります。カードの保管や使用にあたっては、次の点に十分注意していただくようお願いします。

### 高温に注意してください

カードが熱で変形したり、カードに内蔵されている電子部品が故障する場合があります。



- ・自動車の中や暖房器具の近くなど高温下での保管や放置をしないこと
- ・洗濯機や乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけたりしないこと

### 物理的な力に注意してください

カードに内蔵されている電子部品が故障する場合があります。



- ・カードを落としたり、読み取り装置に押し付けて曲げたり、カードの上に物を落としたりして衝撃を加えたりしないこと
- ・カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりしてICチップ部分に局所的な荷重をかけないこと
- ・鞆や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にしてカードのICチップ部分に衝撃を与えないこと
- ・突起物や金属などの硬いもので傷つけないこと
- ・ICチップ部分を指で触れたり汚したり、指で押ししたり曲げたりしないこと

### 薬品や液体に注意してください

カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれる場合があります。



- ・薬品や液体でぬらさないこと  
化粧品の一部(除光液、マニキュアなど)、スプレーの一部(可燃性表示のあるもの)、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液 など
- ・水にぬれた状態で使用しないこと

### 強い磁気に注意してください

カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合があります。



- ・強い磁気を発するものに近づけないこと  
テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバップ・財布・スマートフォンケース、磁気ネックレス など



カードの故障や磁気情報の消失が原因でマイナンバーカードを再発行する場合、手数料(1,000円)が必要になります。

### その他

- ・乳幼児の手の届かないところに保管してください。
- ・塩化ビニール樹脂製のパスケースなどで可塑剤※を含んだものと長期間一緒に保管すると、顔写真が薄くなる場合があります。

※可塑剤は、塩化ビニール樹脂などを柔らかくするための添加剤

利用申込受付中!

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。  
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーや  
ポスターが目印です。

令和3年10月改訂



## 医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



### 利用には申込が必要です

申込はカンタン!

#### ●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード  
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

iPhone

Android



STEP1

● 「マイナポータル」を  
起動する。

STEP2

● 「健康保険証利用申込」を  
タップする(押す)。

STEP3

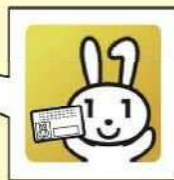
● 利用規約等を確認して、同意する。  
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

● マイナンバーカードを読み取る。  
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードを  
スマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを  
押します。

申込完了!!

医療機関・薬局の  
顔認証付きカードリーダー  
でも申込できるよ



ここをタップ(押す)!



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

#### ●セブン銀行ATMでも申込できる!

## コンビニ交付の注意事項

### 全ての証明書に関して

- 豊島区外のコンビニで取得する場合でも、発行手数料は豊島区の手数料がかかります。
- 転出した方(転出予定の方を含む)の証明書は取得できません。
- 届出や申請の処理状況により、証明書に最新の情報が反映されるまで日時がかかる場合や、一時的にコンビニでの利用ができなくなることがあります。
- 手数料が無料になる証明書(年金手続用住民票等)は、**コンビニでは無料になりません**。豊島区役所・東西区民事務所の窓口をご利用ください。
- 取得された証明書の差替えや返金はできません。
- 暗証番号を 3 回連続して間違えると、カードにロックがかかります。この場合は、豊島区役所・東西区民事務所の窓口で暗証番号の変更手続きが必要です。
- 15 歳未満の方はご利用いただけません。
- マイナンバーカードの紛失や盗難にあつたときは、すぐにコールセンター(0120-95-0178)へご連絡ください。事故防止のため、カードの機能を停止いたします。
- 証明書は白紙に偽造・改ざん防止処理を施して印刷しています。

### 住民票の写し

- **住民票コードは記載されません**。
  - 過去の住所を基準としたものや氏名が変わる前ものは取得できません。
  - 亡くなった方の証明書は取得できません。
- ※上記の記載が必要な場合は、その旨を豊島区役所・東西区民事務所の窓口でご相談ください(窓口での手数料は 1 通 400 円です)。
- ※複数枚にわたる場合でも、ホッチキス・パンチ処理はしていません。

### 印鑑登録証明書

- 印鑑登録証は不要ですが、事前に印鑑登録が必要です。
- ※窓口で印鑑登録証明書を請求する際は印鑑登録証が必要です。

### 課税・納税証明書

- 最近 1 か月以内に納付した場合、「納期限未到来」を表示したい場合は、区役所税務課または区民事務所窓口で納税証明書をご請求ください。(最近納付した場合、領収書原本が必要です)
- 最新年度への切り替えは、5 月または 6 月になります。
- 課税基準日(1 月 1 日)から継続して住民登録がない場合や税申告がない場合は取得できないことがあります。

### 問い合わせ先

住民票の写し・印鑑登録証明書について 総合窓口課証明グループ 03-3981-4766  
課税・納税証明書について 税務課庶務グループ 03-4566-2352

豊島区にお住まいで、マイナンバーカードをお持ちの方へ

# コンビニで証明書を取得しよう!



## 全国のコンビニにあるマルチコピー機で、各種証明書が取得できます

利用者証明用電子証明書(暗証番号数字 4 桁)の登録が必要です。

<b>利用時間</b>	<b>午前 6:30～午後 11:00</b> (年末年始はホームページをご確認ください)
<b>利用できるコンビニ</b>	<b>セブンイレブン   ロソン   ファミリーマート ミニストップ</b>

※マルチコピー機を設置していない店舗では利用できません。

※区内在住の方は、区役所本庁舎 3 階・東西区民事務所の証明書発行機でも取得できます(開庁時間内)。

※障害対応等によるメンテナンス時に一時休止、または臨時の休止日を設定する場合があります。



## お住まいの区市町村の証明書が取れます

### 取得できる証明書

<b>住民票の写し</b>	<b>1 通 300 円(窓口 400 円)</b> 本人・同一世帯の方の分
<b>印鑑登録証明書</b>	<b>1 通 300 円(窓口 400 円)</b> 本人の分
<b>課税・納税証明書</b> (現年度と前年度分)	<b>1 通 300 円(窓口 300 円)</b> 本人の分 ※必要年度の 1 月 1 日現在、豊島区に住民記録のある方が対象

# マルチコピー機の操作方法

- ①「行政サービス」を選択します。
- ②「証明書交付サービス」を選択します。
- ③内容を確認の上、宜しければ「同意する」を選択します。
- ④カード置場に、マイナンバーカードを置き、「次へ」を選択します。

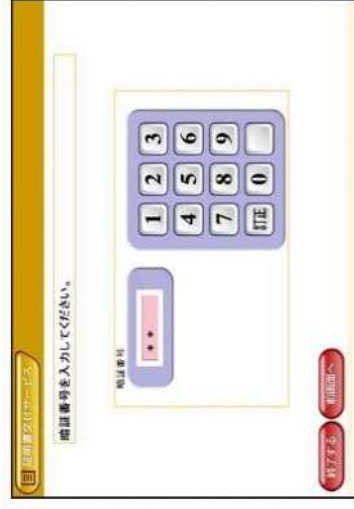
## ⑤証明書を交付する市区町村を選択します。

※今回の例では、「お住まいの市区町村の証明書」を選択します。



## ⑥暗証番号を入力します。

※マイナンバーカード受け取り時に4ケタの暗証番号を設定する必要があります。



## ⑦マイナンバーカードを取り外します。

## ⑧必要な証明書を選択します。

※今回の例では、「住民票の写し」を選択します。



## ⑨交付種別を選択します。

※今回の例では、「本人のみ」を選択します。



## ⑩証明書に記載する項目の有無を選択します。

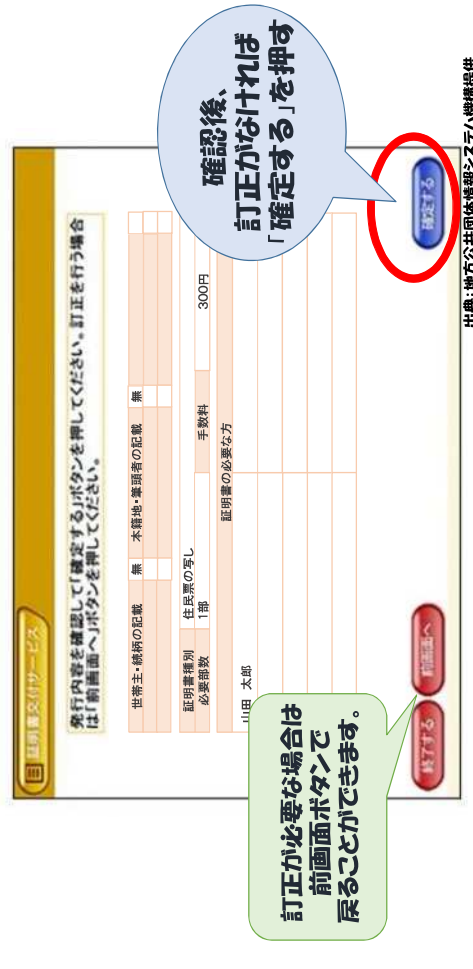
※今回の例では、すべて「無」を選択します。



## ⑪証明書の必要部数を入力します。



## ⑫内容の最終確認をします。



## ⑬手数料をお金の投入口に入金します。

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・各種税証明書



窓口で取得するより手数料が安い!!!

## ⑭証明書が印刷されます。



領収書もごさいませ。  
お取り忘れにご注意ください。

その他の証明書も同様の操作で証明書を取得することができます。

## 住民税証明書のコンビニ交付についてのご案内

コンビニで平成28年4月1日より税証明書が発行できるのは、証明書必要年度の1月1日から発行日現在豊島区に継続して住民登録がある方です。発行可能な年度は、最新年度およびその前年度分です。

最新年度は、住民税が全額給与から差し引かれている場合は5月中旬、それ以外の場合は6月中旬頃に切り替わります。

1. 住民税証明書は、必要とする証明年度の1月1日現在、住民登録がある市区町村の役所で取得できます。
2. 「マイナンバーカード」に登録されているご本人の税証明書のみ発行することができます。同一世帯員の税証明書は取得できません。
3. 手数料 税証明書1通につき300円（窓口と同額） ※証明書の交換や返金はできません。
4. コンビニで住民税証明書の発行ができない場合
  - ① 「マイナンバーカード」はあるが、利用者証明用電子証明書を搭載していない。
  - ② 豊島区から転出した。
  - ③ 英字氏名の文字数が40文字を超えている。
  - ④ 氏名の文字の中に、区のコンピューターシステムに登録がない文字が含まれている。
  - ⑤ 税務課に発行制限の申出をした。
  - ⑥ 税の申告をしたばかりである。  
(申告内容の反映には時間がかかるため、申告時に証明発行可能日を確認してください。)
  - ⑦ 税の申告がなされていない(無収入の場合でも申告が必要です)。
  - ⑧ 豊島区で課税されていない。
  - ⑨ 必要年度の1月1日現在、豊島区に住民登録がなかった(または一度豊島区から転出して、最新年度の1月2日以降に再転入した)。
  - ⑩ 税証明書が必要な年度の1月1日以降に帰化した。
5. 納税証明書を窓口で発行する必要がある方  
下記の2点に該当する納税証明書は、コンビニでは交付できません。
  - ① 最近納付した税額を反映した納税証明書が必要な方。
  - ② 納税証明書に「未納額は納期限未到来である」旨を追記する必要がある方。納付した税額が納税証明書の「納付額」「納付済額」に反映されるまでに、お支払いした場所が銀行・信用金庫等で7日程度、ゆうちょ銀行で10日程度、コンビニで7日～最長で30日ほどかかります。  
コンビニで住民税を納付したあと、その納付額が反映された納税証明書をすぐにコンビニで発行することはできません。  
領収証書原本を税務課窓口または東部区民事務所・西部区民事務所窓口にお持ちいただき、納税証明書を申請してください。
6. 外国籍のかたの氏名欄について  
住民票と同様の表記で「英字氏名+漢字氏名+通称名の順」ですべて記載されます。税証明書は氏名自体を証明するものではありませんが、文字切れした場合には申し出により差し替えいたします。お手数ですが下記までご連絡ください。
7. お問い合わせ先  
住民税証明書についてご不明な点は、税務課までお問い合わせください。  
豊島区役所税務課 税証明担当 Tel.03-4566-2352  
住所：豊島区南池袋2-45-1  
受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、  
窓口での「**正確な住所の届出**」が必要です！

- 住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- 本人確認書類となる「マイナンバーカード」の「住所」等は、最新のものにする必要があります。



(おもて面)

○なお、令和5年2月6日から、「転出届」については、マイナンバーカードを使用して、マイナポータル等を通じて、提出できるようになりました。

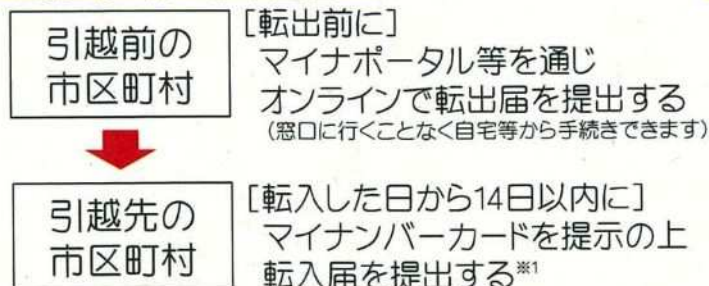


(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)

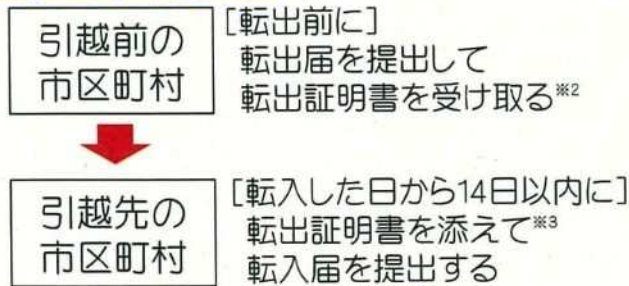
### ◆住民票の異動届(転出届、転入届、転居届等)の手続方法

#### ◎他の市区町村に転出・転入する場合

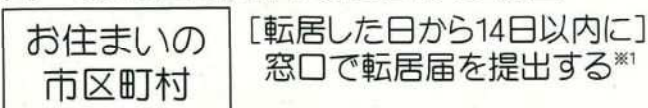
##### <オンラインでの届出>



##### <窓口での届出>



#### ◎同一の市区町村内で転居する場合



※1 マイナポータル等を通じて、転入(転居)届の提出のために来庁予定の連絡ができます。  
 ※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りはありません。  
 ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。